

国住指第 1672 号
平成 23 年 9 月 7 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



電気給湯器等の転倒防止措置について（技術的助言）

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、住宅に設置されていた電気給湯器がアンカーボルトにより緊結されていない等の原因で転倒したという情報が当職に寄せられています。

建築物に設ける給水、排水その他の配管設備については、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1388 号）第 4 第 1 号において、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすることとされています。これを受けて、電気給湯器等（ガス給湯器を含む。）の設置については、当分の間、別紙の「建築物に設ける電気給湯器等の転倒防止措置の考え方」を参考として、アンカーボルト等により適切に緊結する等所要の転倒防止措置を講じるよう電気給湯器等の所有者（電気給湯器等を設置する建築物の建築確認・検査に当たっては、建築主）に対して注意喚起をお願いいたします。

なお、共同住宅における既設の電気給湯器等の転倒防止措置の点検については、社団法人高層住宅管理業協会、財団法人日本賃貸住宅管理協会及び財団法人マンション管理センターを通じて当該共同住宅の管理組合等に対して、また、一般社団法人日本電機工業会及び社団法人日本冷凍空調工業会並びに社団法人日本ガス石油機器工業会を通じて当該電気給湯器等の販売者及び工事施工者に対して、それぞれ要請しているところです。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の各指定確認検査機関はもとより、建築関係諸団体に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。